

市第54号議案

横浜市老人福祉施設条例の一部改正

横浜市老人福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市老人福祉施設条例の一部を改正する条例

横浜市老人福祉施設条例（昭和38年12月横浜市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「又は介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護予防認知症対応型通所介護」という。）の次に「又は同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）のサービス」を加え、同条第3項第2号中「又は介護予防認知症対応型通所介護」を「、介護予防認知症対応型通所介護又は指定第1号通所事業のサービス」に改める。

第8条第2項第1号中「又は介護予防認知症対応型通所介護」を「、介護予防認知症対応型通所介護又は指定第1号通所事業のサービス」に改め、同項第2号中「旧介護保険法」の次に「又は介護保険法」を、「介護予防通所介護」の次に「又は指定第1号通所事業のサービス」を加える。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

### 提 案 理 由

横浜市新橋ホーム等において、介護予防・日常生活支援総合事業の指定第 1 号通所事業を実施するため、横浜市老人福祉施設条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市老人福祉施設条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（事業）

## 第 3 条 （第 1 項省略）

2 特別養護老人ホームは、次の事業を行う。ただし、第 1 号及び第 4 号の事業は、横浜市新橋ホームにおいてのみ行う。

- (1) 法第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置に係る者、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 7 項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）、同条第 17 項に規定する認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）、介護保険法 第 8 条の 2 第 13 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「介護予防認知症対応型通所介護」という。）又は介護保険法 又は同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（同法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第 1 号通所事業」という。）のサービスを受ける者その他市長が必要と認める者（その者を現に養護する者を含む。）への通所による便宜の供与

（第 2 号から第 4 号まで省略）

3 老人福祉センターは、次の事業を行う。ただし、第 2 号の事業

は、横浜市野毛山荘及び横浜市戸塚柏桜荘においてのみ行う。

(第 1 号省略)

- (2) 法第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置に係る者、通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護又は指定第 1 号通所事業のサービスを受ける者その他市長が必要と認める者（その者を現に養護する者を含む。）への通所による便宜の供与

(利用料金)

第 8 条 (第 1 項省略)

- 2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

- (1) 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護又は指定第 1 号通所事業のサービスを受ける者への通所による便宜の供与にあつては、介護保険法又は旧介護保険法の規定により定められた通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護又は指定第 1 号通所事業のサービスに係る費用の額
- (2) 第 3 条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項第 2 号に規定する市長が必要と認める者への通所による便宜の供与にあつては、要支援者に対する旧介護保険法又は介護保険法の規定により定められた介護予防通所介護又は指定第 1 号通所事業のサービスに係る費用の額

(第 3 号から第 7 号まで、第 3 項及び第 4 項省略)